

# 地方・学生からみた初期明治法律学校-佐々木忠蔵を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 歴史編纂委員会専門委員会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 秀幸 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/5311">http://hdl.handle.net/10291/5311</a>

# 地方・学生からみた明治法律学校

——佐々木忠蔵を中心に——

鈴木 秀 幸

## はじめに

本稿では佐々木忠蔵という人物を取り上げる。かつて

筆者はこの人物について、『明治大学学園だより』（広報紙）第二二四号（一九九三年一月一五日付）の「明大人の系譜」において紹介したことがある。この連載物の執筆順番に当たった私が数多くの執筆対象者の中から佐々木忠蔵を選択した理由は次の三点である。

(1) この連載、あるいはこの類の人物伝において取り上げられた人物は圧倒的に多くが学内関係者、とくに教

員である。よしんば学外で活躍した者を取り上げたとしても卒業後のことを述べている。学校を成り立たせるひとつの存在である学生を対象としたものは今までなかった。

(2) 従来、扱われた人物は有名になった者、目に付くような働きをした者が多い。今日、学内では無名であるが、当時、陰で支える存在であったり、地道に歩んでいた者もいたはずである。

(3) 地方から上京したり、卒業後に地域で活躍する者が多いといわれる明治大学である（明治大学に限らないが）が、地方・地域をクローズ・アップした人物伝は

今まで少ない。

その際、同紙の編集担当者は筆者のために最大限のスペースを割いてくれた。だがいかんせん、執筆の場は学校の新聞であるために字数や構成のバランスのうえで限界があった。そのサブタイトルに「さまざまな可能性に挑戦した明治法律学校草創期の学生」と添えたように佐々木忠蔵は一般の通学生として勉学にいそむ傍ら、郷里のため、恩師のため、学校のために奔走する。その精力ぶりはとても同紙では紹介したり、分析しきれなかった。

また同人について、同広報紙に発表したのち、令孫の基子氏から回顧の書翰をいただいたり、多くの史料を拝見させていただいた。また前天童市史編纂室員斎藤隆一氏からは調査資料を何度か郵送していただいた。また同氏は筆者の天童調査の際は市域における佐々木忠蔵関係のところを案内してくださった。その際、近隣の地域の方々にもお世話になり、いろいろと勉強になった。

こうしたことが、本稿で佐々木忠蔵を取り上げたおもな理由である。それに今ひとつ、わけがある。それは最

近「初期明治法律学校の学生と地域」という題名で『明治大学教職課程年報』第一号（一九九四年三月）に明治初年の一学生・佐藤琢治について、「明治期青少年の進学動機」、「明治法律学校と学生・佐藤琢治」、「その後の進路」という章に分けて素描したことがある。その際、描写の仕方というか、分析の方法とでもいべきものひとつとして、同世代の複数の人物を比較しつつ、生きざまを追うことを示した。つまり同じような時期に生まれ、育ち、そして活動していく人物について、一定の事柄にそくして描いていく。それにより、当時の普遍性や共通項を見い出していく方法である。本稿でも筆者は多少、佐藤琢治のことを念頭に置きながら、綴ってみたい（琢治のことが活字になろうと、なかりうと<sup>(1)</sup>）。

そこで、以下の論考でもなるべく佐藤琢治の分析の時と同じように、佐々木忠蔵の生地および幼少年時代と小学校教師時代、いわば明治法律学校入学以前、そして上京・明治法律学在学時代、さらに卒業後のこと、といったように三つの時期に分けて綴る。

## 一、幕末維新期の天童藩と藩士佐々木家

天童藩の藩校は「養正館」という校名である。そして同校の設立時期は文久三（一八六三）年七月六日（開校式）である。この開設時期は全国的にみれば早い方ではない。また開校に当って藩が積極的に取り組んだということではなく、実は佐藤重剛という一藩士の個人的な尽力（すなわち校舎献納）が大であった。同人が記した『勤仕録<sup>(2)</sup>』には開校式の前日に「兼而申述候学校出来候ニ付、見分之上御上へ中上候処、御満足ニ思召」されたところとある。同藩が藩校設立に遅れをとったのはなぜか。その理由は以下に述べるところの天童藩の実情に求められる。

第一図は安政四（一八五七）年五月に天童藩士高沢佐道により写された同藩の陣屋図である。中心部の「御殿」に君臨するのは藩主の織田氏である。同氏はかの有名な織田信長の子孫である。しかし、その処遇には恵まれなかった。明和四（一七六七）年八月には関係者山県

大次の明和事件により、それまでの上州小幡（現在の群馬県甘楽郡甘楽町小幡）から、羽州高島に移封を命ぜられていた。さらに六一年後の文政一一（一八二八）年五月には天童移館となった。その天童移館は天保元（一八三〇）年にまで及ぶ大事業であった。その所領は天童およびその周辺の村山郡にあり、総計二万石程度のものであった。

以上の簡単な織田天童藩の紹介から察せられるように、同藩は幕府より厚遇されているとはとてもいいがたい。むしろ冷遇されていたといえよう。しかも天童移館後、藩財政は窮乏化した。そのために藩当局は領内の豪農や商人に対して押借りをしたり、また家臣団に対しては引高制の採用をした。つまり、前者は上層農民あるいは城下商人から金子借用（実際は取立て）をしたのである。これも限界となると、同藩はかなり徹底して後者の政策を実施した。これはすなわち藩士の俸禄を差引くものであった。後にも述べるように同藩の藩士は家老クラスでも三〇〇石程度の俸禄であった。したがってこの制度の施行は家臣団の貧窮化（とくに下級武士ほど）を一

層、顯著にした。さらに藩当局は絵師安藤広重の画をも藩財政の再建のために利用した。すなわち同藩は何らかの伝手によって得た広重の作品を献金者に対し与えた。むろん年貢米の先納（金納）も領内に命じた。しかし、これとても農民の貧困化に拍車をかけるとともに、彼らの不信感と反抗を招くだけであった。藩が最後に望みを託した経営再建策は当地方に広く生産されている紅花の専売化であった。しかし、この面の商業・流通はすでに確立されており、藩が割って入ったとしても手遅れであった。こうして同藩の財政策はことごとく失敗に終わった。

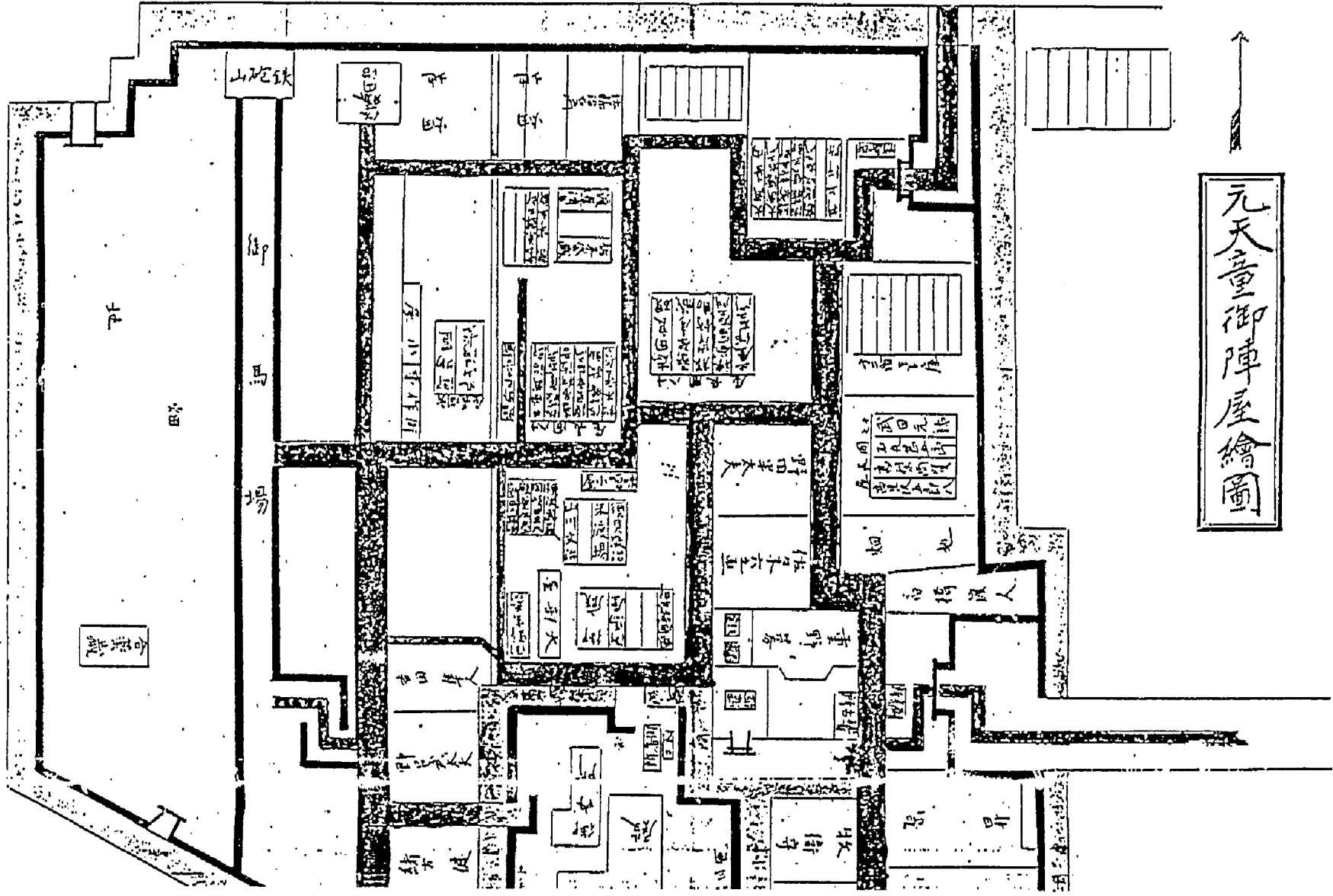
加えて同藩を苦境に立たせたのは、いわゆる「吉田大八事件」である。この一大事件について、本稿で詳記するほど、紙数に余裕はない。いずれにしても同藩が戊辰戦争において一貫した主義や立場をとらなかつたこと、その結果として藩主に対する減封と隠居の処分、そして能吏として期待された家老吉田大八に対する切腹命令という犠牲を払うこととなった。この事件が藩当局はもとより、領民に及ぼす影響、なかならず精神的な衝撃は甚

大であった。

こうした天童藩の窮状は廃藩置県（天童県と改称）後も好転せず、結局、明治四（一八七一）年八月二九日、同県は山形県に合併させられる。

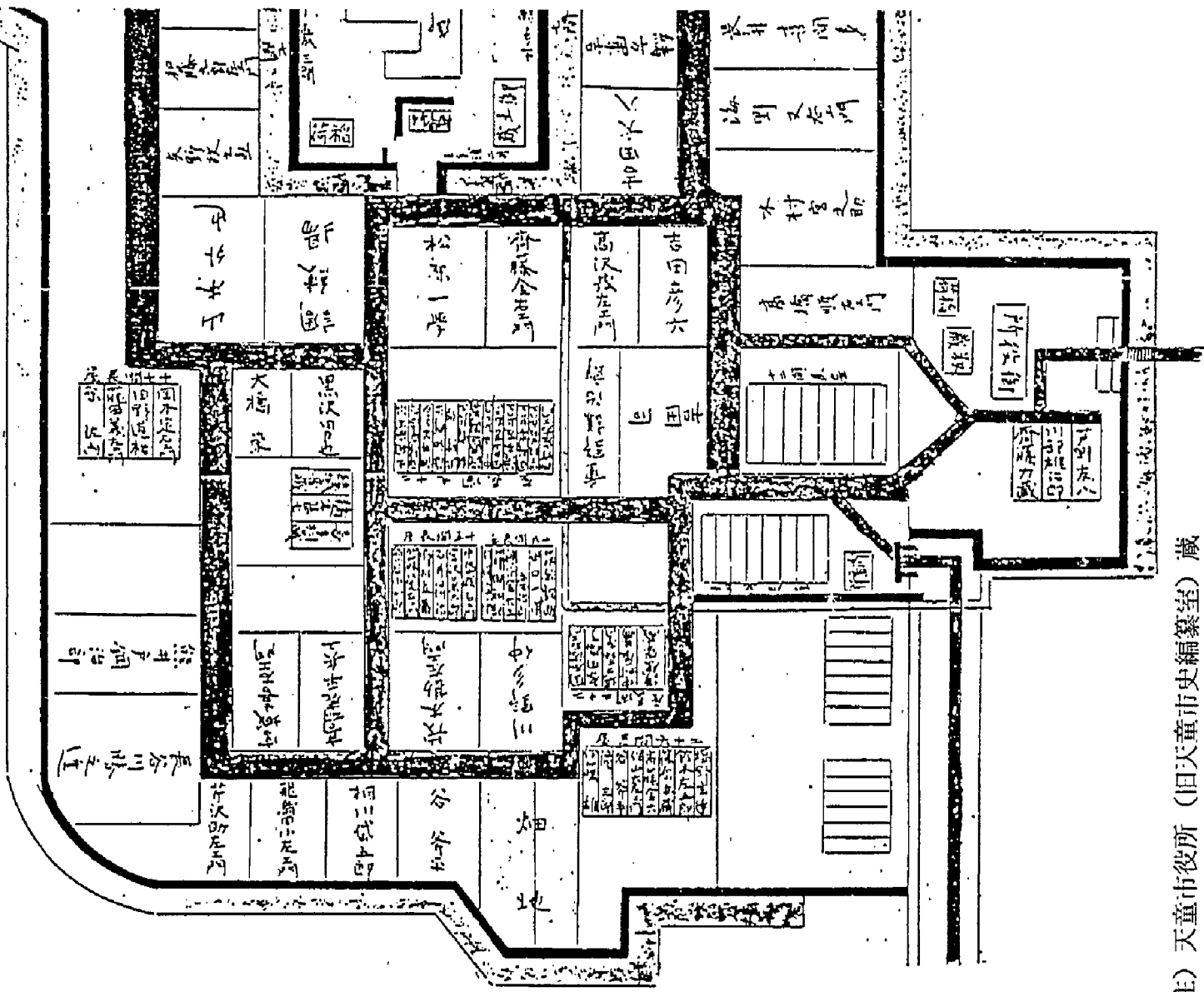
このような藩の一武家に生まれたのが、本稿の中心人物・佐々木忠蔵である。彼について、第一の関心は学問に志す契機や動機である。だが、これまで記してきた幕末維新期における天童藩の状況だけから、忠蔵のそのことをさぐることはむずかしい。かといって幕藩体制の崩壊によって財産を亡失した士族が生きていく糧を学問・教育に求めたという結論だけでは、わりきれない。そこで、まずは彼が生をうけ、育くまれた佐々木家について、紹介する。同家の祖は藩主織田氏に付き従う形で天童に入府してきたと思われる。『佐々木家山緒書』は忠蔵の父・綱領（号北溟）の筆によるものであり、その祖父覚右衛門から綴られている。それによれば同人の出自は「本国近江、生国上野」と冒頭に記されている。織田信長の本拠地安土は近江であり、また信長の第二子信雄はしばし上野國小幡城主であった。このことから同家は

童陣屋繪圖



元天童御陣屋繪圖

右天童御陣屋繪圖面也屋敷之長短者不論  
 唯以間數其形容可知者也  
 安政四己年五月字之畢 高澤佐道



(注) 天童市役所 (旧天童市史編纂室) 蔵

代々、織田家の家臣団として従属してきたといえる。

ところで、織田家臣団にあって佐々木家の位置はどの程度であったのか、前出由緒書を追ってみる。覚右衛門は父の左仲が病死したことにより、幼年より伯父・拓忠右衛門に預けられ、養育された。長じて宝暦四（一七五四）年十二月二七日に給人（一〇人扶持）を仰せ付けられた。さらに同一四（一七六四）年五月一三日には三人扶持が加増された。その後、側用人、用人役となり、寛政八（一七九六）年十二月三日には中老役（二三〇石）、翌年七月二五日には家老という重役となった。そして文化三（一八〇六）年三月二六日に隠居となり、同一〇（一八一三）年八月一〇日、八三歳にて死去した。次代の一角（宏綱）は寛政五（一七九三）年七月一二日、金七両四人扶持を充てがわれて以降、文化三年三月二六日の家督相続時には寄合席（江戸勤番）で一八〇石を有した。その後、文化八（一八〇九）年八月二一日には武器方を、天保七（一八三六）年正月一一日には大目付格を歴任し、万延元（一八六〇）年三月七日に八八歳で病死した。この間、『御在所御用人御役控帳』<sup>(3)</sup>によれば、一角

は天保六（一八三五）年四月一三日には諸礼指南役に任命されている。またその娘は用所等の雇いを申し付けられている（同年一〇月二五日、同一二年一二月二一日）。

次代を担った綱領のことは子・忠藏による『先考北溟先生遺稿』の「先考略歴」の項に綴られている。それによれば綱領は天童藩家老相川理左衛門（号鼠翁）の次男として天保三（一八三二）年一二月に生まれた。幼名は六之丞、長じて覚兵衛と称した。また名を綱領とし、号を北溟とした。兄は相川理左衛門を襲名し、勝任と号した。織田信学代の嘉永二（一八四九）年正月一一日には七両三人扶持であった。家督相続したのは安政二（一八五五）年四月一一日であり、一五〇石取であった。文化三年八月には藩校養正館の都講と句読師を兼帯した。この時は藩内では知行取末席の地位にあった。戊辰戦争の際には出陣し、寒河江（慶応四年四月三日）等で戦った。そして同四（一八六八）年七月一〇日には大目付、一八〇石、さらに同年一〇月には庄内征討のため司令官として出発している。その後、東京に出張したようであり、明治二（一八六九）年八月には「東京御用骨折ニ付



銀子三枚」をたまわった。そして同月二三日には小参事、翌三（一八七〇）年一月四日には五等官副長となり、学務史官を兼務した。当時、三七歳であった。忠蔵が筆写した『先考北溟先生遺稿』はここで終わっている。その後、綱領は天童小学校初代校長に就任した。没年は同二二（一八八九）年四月二八日であった。

このように近世後期から明治初年までの佐々木家の戸主の事蹟を概観してみると、忠蔵が生まれ、育った同家の家格は藩内にあつては高位にあつたといえる。ちなみに天童藩の『分限帳』<sup>(4)</sup>（万延元年）で、綱領がのちに就任する大目付をみると、一八〇人の家臣中、家老（四人）、用人（六人）、物頭（二人）に次ぐ序列であり、二人で当っている。文久二（一八六二）年四月の『御家中分限手控』<sup>(5)</sup>では一七九名であるが、万延元年のものと同様の序列と配当である。

なお、この万延元年の時、当主の佐々木六之丞は給人（大目付一郡奉行四人―給人三〇人）であり、文久二年の時の同角兵衛は知行取末席（給人二十八人の次で一人）である。<sup>(6)</sup>一八〇石は万延元年のそれと照合すると、三〇

〇石（二人）、一三三〇石（一人）、二二〇石（一人）に次ぐもので、二人が配置されている。ただし、この時、六之丞は一五〇石であった。<sup>(7)</sup>

また前述、代々のプロフィールから佐々木家は藩（県）内の教育的役職についていることも目立つ。すでに紹介したように例えば一角は諸礼指南役に、その子の綱領は藩校都講・学務史官・天童小学校長をつとめた。

だが、すでに述べたところの天童藩の実情からも察せられるように、同藩家臣団の生活はとても裕福とはいはがたかった。佐々木家とても藩による引高が適用されている。そのことは『御在所御用人御役控帳』の天保三年一二月一日の条で一角が五分引されていることからわかる。こうした藩の財政策は例えば向いの高橋由膳家（第一図の高橋渡人家）に井戸水を底樋にて分け与えられるほどの家にあつた佐々木家へも生活上、大きな影響を及ぼしたことはまちがいない。さらに『先考北溟先生遺稿』によれば明治二年三月には「勝手向極難渋ニ付居屋敷返納御長屋拝借願之通被仰付候」という辛酸をなめることとなった。

ここまで、本稿の中心人物である佐々木忠蔵が生まれ、育った天童藩、およびその藩士であった同家の先祖代々を追った。その理由は彼を取り囲く生育環境を知るためであった。結果としてわかったことは、天童藩は織田氏の系譜をひきながらも幕府からは冷遇されていたこと、そのこともあり藩財政および家臣の生活は窮乏をきわめていたということである。また、それに追いうちをかけるように維新时期に起った「吉田大八事件」は同藩および領民に精神上、大きな影響を与えた。このような事件と状況の中で、元治元（一八六四）年五月一五日、佐々木忠蔵は生まれ、学問を志していく。<sup>(9)</sup> 綱領から手習いはもちろん、さらに専門分野である漢学の指南をうけたことはまちがいない。長じるにつれ、忠蔵は漢学の才能をいかんなく発揮していく。それはこの時期に素養が培われたためであり、ひいては先祖による学的・教育的関心の血筋を引くものであるともいえよう。

このように佐々木家、とくに忠蔵の父・綱領が深く関わった藩学について、内容に踏み込んで考察する。というのも、設立事情・建築状況等の外的側面についてはす

でに述べた。しかし、それだけでは不十分と思われるからである。同校の人物を語る時に欠くことができないものとして督学の吉田大八の名があげられる。彼は幕末維新という動乱期に同藩の家老として勤王の立場から官軍寄りの藩論を主張し、実行する。しかし、周囲の奥州同盟論に押し切られることにより、藩の責任をとる形で自刃した。そのために「悲運」の家臣としてあまりにも有名である。ここでは彼の業績のうち、おもに文教面のそれについて綴る。武具奉行、そして准用人、軍事奉行人と藩の要職を歴任した大八は、やがて慶応元年、藩校養正館の督学を任命された。初代督学の長井喜間多が家老職をしたことを考えれば、同藩の督学の地位の高さがわかる。また、大八自身、督学就任以前に同校の命名に深く関与していることから藩学教育への関心のほどが読みとれる。

「願勿是康小」<sup>(10)</sup>と先代督学（長井広記、喜間多の子）を江戸に送り、あとをうけた督学・大八の業績は次のようである。

(1) 文武両道を奨励した。

(2) 学風や士風の刷新に努めた（学問は従来の徂徠学派より程朱の学説とした。武芸は越後流から甲州流とした）。

問題はその学問・教育の内容である。それは端的にいえば、いわば経世済民・実学を強く意識したものであった。そもそも彼の師は朱子学者の安積良斎である。良斎は郡山の出身であり、二本松藩々校敬学館の教授から、さらに幕府昌平黌の教授をつとめた。その学風は「経術を本とし、詩々に汲々せず」、<sup>(11)</sup>その学派は崎門派、勤王派とされている。<sup>(12)</sup>そのゆえに良斎の思想はまた実学主義とも評価されている。<sup>(13)</sup>

たしかに天童藩学の学科は四書五経の教科書を中心とした、当時、ごく一般的な儒学であった。しかも開設当初は儒学のうち、古学派を学理とした。だが、やがて安積良斎の影響を受けた長井広記・吉田大八両督学により経世済民の実学路線に教学が改変された。とくに「大八氏ハ文武ノ才幹アリ、長井氏ノ後ヲ承ケテ励精之に当」<sup>(14)</sup>ったという。また吉田大八が若き時より白邸で催した「放胆会」という討論会・学習会は会員だけでなく、

自らをも一層、国事・藩政といった社会・時事に関心を持たせることとなった。さらに常口頃、読書においては「章句の末節に拘はるを嫌ひ、意義を明らかにするを旨とした」という。<sup>(15)</sup>以上のような安積良斎譲りの大八の学問観・学習実践は同校のあり方に大きな影響を与えた。また逆に彼自身も同校によって培われた部分も少なくなかった。

しかし一方、こうした大八の明確な方針と実行力は伝統を重視する長老派、例えば重野募らを刺激した。そうした勢力の徒党化を耳にした大八は一時は督学を辞すことをも考えた。<sup>(16)</sup>そのことはともかく、吉田大八を中心とした天童藩校は近世にあって、貧弱な施設ながら活気を帯びることとなった。さらにいうならば同校は吉田大八が重鎮として勤王論により藩政改革に当る拠点的作用、少なくとも台頭の基盤的な位置としてあったといえよう。と同時に同校自体にとっては、開設面では他藩に遅れ気味であり、藩肝煎りとはいいがたく、体裁の上では小規模でありながら、この改革は教場の指導・研究面において漸進性を示したといえる。<sup>(17)</sup>

こうしたことが基礎となり、その後、同校ののこしたものは少なくない。まずひとつは制度・施設の面である。同校は明治元年四月、一連の戦役において焼失した。しかし、同年五月一日には一日町の自性院を仮教場として開校、さらに同二年には喜多郎稻荷神社側に移転・再建された。そして明治五（一八七二）年の学制頒布による小学校開設の際は天童西学校とされた。<sup>(18)</sup>このように戦火に遭うなど、被害も少なくなかったが維新の動乱をかいくぐり、地域の学校として引き継がれた意義は大きい。また人材育成の面も遺産として見逃せない。教師としての佐々木綱領についてはすでに若干ふれたし、次項でも小学校教員としての活躍ぶりを紹介する。その他、同校の教師・生徒らも学制により設立された天童地域の小学校教員となり、学問や教育に当たった者が少なくない。のちに上京し、明治法律学校を創設する宮城浩蔵は同藩校の書生頭であった。

ところで本稿の中心人物である佐々木忠蔵は同校の教師はしていない。明治三年一月一日、六歳の時、生徒として養正館に入学している。それはいうまでもなく再建

された方の藩校である。ゆえに、この時には吉田大八はすでに在世せず、よって彼は指南をうけてはいない。だが、忠蔵は大八を崇敬し、後年、『勤王家吉田大八先生』などを著わす。その根源はこの少年時代、この藩学にあった。ましてや忠蔵の父・綱領は大八とは親しい間柄であり、大八自刃の際は立合人となっている。

いずれにしても天童藩は名門ながらも弱小、かつ貧困であった。それは藩校の設立時期や規模などに如実に示されている。しかし、同校の教育は実際の・実践的活動においては改革により功を奏した。そのような時期に忠蔵は遭遇したのである。

以上、本章では幕末維新期の一少年が学問を志ざしていく契機や様子を家庭（先祖も含めた）や藩学に焦点を当てて、追ってみた。

## 二、天童の小学校と佐々木父子

すでに述べたように藩校養正館の校舍は学制頒布により天童西学校（田鶴、通称「家中学校」）のそれに当てら

れた。同校の設立認可は明治七（一八七四）年二月七日のことである。<sup>(19)</sup>天童県の廃止により、同県五等官副長兼学務史官を辞していた佐々木綱領はその約一ヶ月前に同校初代教員に任命された。また同年一〇月には元天童藩士族の長谷部広吉も仮教師として赴任した。なお、養正館二代目督学長井広記（秀吉）は学校の世話係に就任した。

同校は明治一二（一八七九）年三月一四日に近隣の天童東学校（小路、通称「山の学校」）や北日学校（北日村）と合併し、「天童学校」となった。<sup>(20)</sup>この合併により、綱領は同校の初代校長となった。<sup>(21)</sup>そして、その部下には前出の長谷部広吉の他に、元養正館句読の芹沢幹風もいた。この佐々木綱領は天童学校長を最後に教職を退く。その時期は明治一八年二月のことである。<sup>(21)</sup>かれの小学校教育における業績はやはり学制期において初等教育の発足に尽力したこと、そして合併間もない学校現場のまとめ役をしたことである。

綱領の子・忠蔵は明治七年一月一日、天童西学校に入学した（既述）。つまり一年半余、通学していた藩校が天

童県の廃止により廃校となり、その施設を利用して小学校が開校したからである。しかも同校では父が教員をしていた。これらの理由が、若干のブランクはあるものの、忠蔵を比較的スムーズに小学校に就学させた理由である。同一〇（一八七七）年三月三十一日に同校を卒業した忠蔵は翌一一（一八七八）年三月二三日、同校の授業補となり、授業生の身分である父をたすけている。そして翌一二年三月一〇日には合併なった天童小学校の出鶴分校の授業雇となった（月給一〜二円）。父は本校に勤務していた。

その彼が明治一一年一〇月一日に開校した山形県師範学校高等師範学科に入学するのは同一三（一八八〇）年五月一日のことである。入学の理由は同校が教員養成の専門的、かつ高度なレベルの学校であったからであろう。そうした意欲をかきたてたのは父が藩校では句読でありながら、新しい教育制度のもとでは授業生や准指導に位置付けられたこと、あるいは藩校時代に父の同僚であった芹沢幹正（同じ田鶴町内、三四歳、幹風の弟）や石丸力雄（二八歳）が欠員募集をした宮城県師範学校に

入学したこと、そしてこの幹正は帰村後、天童に開校された伝習学校々長に就任したことなど、身近な事柄と思われる。<sup>(22)</sup>この伝習学校は郡立の教員養成所である。同校の生徒募集は同年三月一日、東村山郡役所より郡内各町村に布達された。<sup>(23)</sup>そのため佐々木忠蔵も同校への応募について、考慮しなかったとは思われない。

結果として、彼は前述のように山形県師範学校に入学した。在学中の成績は優秀であった。そのため明治一四（一八八一）年九月三〇日、明治天皇行幸、同校臨校の際、化学の「天覧実験」をした。ところが、この実験は失敗し、一時、少年の胸を痛めるのであった。<sup>(24)</sup>そのことはともかく、忠蔵は選ばれて実験するほど秀いでた存在であったことは確かである。しかも同一五（一八八二）

年二月五日の卒業にあたり、「勉学秀達」<sup>(25)</sup>により県から賞品を授けられ、表彰された。同校を卒業した忠蔵は同年三月三日、父が校長をする天童小学校に六等訓導の職務で配属された。その配置はとくに父が望んだようである。そのことはのちの昭和四（一九二九）年七月五日刊行『教育民報』（第二巻第九号）に吐露した「父の遺命に

依つて戻つて天童に職を奉じた<sup>(26)</sup>」という文言からもわかる。もっとも「遺命」とはいえ、まだ父は在世しているので、懇望といった意味に近いものであった。天童に生まれ、一途に地元の教育に尽力してきた父・綱領にすれば、子の忠蔵が自分のあとを継承することは願望以上のものがあつた。忠蔵は同年六月一九日には一等級上り、五等訓導となつた。さらに同年一二月一四日には「職務勉勵」<sup>(27)</sup>により金三円を東村山郡役所から受けた。その後彼は師範学校出身の小学校教員として確実に地歩を固めていく。以下、その経歴を列記する。

明治一八年一月六日 山形県師範学校付属小学校勤務

二月七日 小学師範高等科卒業に擬定

（山形県より）

五月一四日 天童小学校勤務（三等訓導）

二〇年四月一八日 東村山郡小学校授業生試験委

員拜命（第一回、東村山郡役所より）

八月一日 東村山郡小学校教員講習会講

師拜命（第二回、山形県よ

り）

八月一二日 山形県より鳳月館玉篇一部受

賞

この間、忠蔵は現場において教育研究に努めた。そのことは、例えば『教育報知』に掲載された教科書に関する彼の投稿からわかる。つまり同誌第六二号（明治二〇年四月九日）では「小学校の教科書」と題し、六つの観点から現行の教科書を批判している。また第六四号（同年同月二三日）では「小学校の教科書」（作文、習字、図書、読書を除く）仮名をつけて言語の通りに文章を組立つるの可否」という論題を提示している。それに対し、同第六八号（明治二〇年五月二八日）に鶴橋国太郎の「山形県佐々木忠蔵君の命題に対して一言を呈す」という記事が掲載されている。

佐々木忠蔵の人生を区分すれば、このころの青年期は前期教員時代ともいうべきであろう。そして、彼を通して、次のような地域の教育の動きがみとめられる。

(1) 地方において新しい時代を象徴する職業として学校

教員は第一にあげられた。

(2) 前代に公的・制度的な教育機関であった藩校は施設の供与、初期教員の輩出など、何らかの形で強く、大きく次代に連続する。

(3) その士族出身教員とても、早くも明治一〇年代（第一次小学校合併期あるいは独立施設建設期といえる）には師範学校出身者が登場してくる。

(4) 教員として就職する際、父をはじめとする家族、および周囲の影響がかなり大きい。

以上のうち、筆者がとりわけ二番目にまとめた藩校の見直しは強く印象に残る。近代公教育の発足を解明するために、今後はいまままで以上に藩校に注目すべきと思われる。

### 三、上京と明治法律学校

旧藩の武家に生れ、師範学校を卒え、地域の中心校に勤め、その学校では元藩儒の父に仕え、さらに母校の師範学校の教員経験を持つ佐々木忠蔵はまさに地元教育界

の若きエリート教師的存在であった。彼の将来は前途洋々たるものがあった。その忠蔵が明治二〇（一八八七）年九月二二日、教員を依頼退職したのである。彼は完全に退職してしまったのである。その訳は何か。なぜ、この時期に退職したのか。その後、何をしたのか。

実は彼は同年一〇月一日に東京の明治法律学校に入學した<sup>(28)</sup>。彼は退職理由については何も語っていない。わずかに『履歴書』に「自己便宜」とだけ記してある。またまた疑問はわく。なぜ上京したのか。なぜ明治法律学校に入學したのか。なぜ法律の勉強にめざめたのか。まささきに気に懸る現実的な問題がある。つまり山形県師範学校就学に対する義務である。しかし、同校では在学二ヶ年<sup>(29)</sup>の者の小学校教員奉職は三年間であるので、忠蔵の場合、これは満たしている。

ところで忠蔵の同僚に柳沢重固という教師がいた。柳沢家は天童藩士である。万延元年の『分限帳』で柳沢姓を追うと一軒、「柳沢勘助」という人名が見うけられる。小頭で高三両三人扶持とある。文久二年四月の『御家中分限手控』には役高は記されていないが、中位の徒士目

付席に「柳沢武蔵」、下位の小頭に「柳沢寛助」の名がある。これらのものが重固本人、もしくははその一族とも思われる。彼は明治一一年一〇月一日、山形県師範学校に一期生として入學した。そして同校を卒業した一三年三月には天童学校に赴任した。佐々木忠蔵が同師範学校を卒えて、同小学校に着任したのは一五年三月である。そのことはすでに述べた。前出『日誌』（明治一五年分〜一八年分）によれば明治一六（一八八三）年一月一日現在、校長佐々木綱領の下、五等訓導として柳沢重固・佐々木忠蔵の両名が列記されている。その柳沢は同年七月をもって教員を辞職した。そして彼は法律学の修得をめざし、山形県天童から栃木県宇都宮まで歩いた。同地で代言人をしている兄の世話で、さらに人力車、貨物船と乗り継いで上京した。その後、柳沢は陸軍に出仕する芝の叔父宅に寄食し、漢学塾尚方学舎で漢籍を学んだ。そして司法省法学学校速成科（三年制）の官費生として入學した。明治一九（一八八六）年一二月、卒業と同時に判事試補に任命され、ならわし通り郷里山形に近い福島始審裁判所詰となった<sup>(30)</sup>。



また忠蔵の親族に相川勝蔵という者がいた。その相川家は天童藩士としては給人席など、上位にあった。忠蔵の父は同家理左衛門の次男である(既述)。天童藩『分限帳』(前出)によれば「御給人 一高七拾石 相川岱五郎」というものが長兄(忠蔵の父・綱領の兄)であり、勝蔵はその子である。ということとは勝蔵と忠蔵とは従兄同士である。その勝蔵は明治一〇(一八七七)年七月の司法省法学速成科生募集に応じ、同一二年九月に卒業した。そして判事の道を歩み、最終的には水戸の裁判所で勤めを終え、隠居している。その間、明治二六(一八九三)年四月には無試験免許により代言人としても認められている。<sup>(31)</sup>なお、前記した相川理左衛門(鼠応、忠蔵の伯父)に対し、かの宮城浩蔵は書生時代、「舌代」と題した書翰を送り、借金を願うこともあった。<sup>(32)</sup>

万延元年の天童藩『分限帳』によれば熊井戸政徳という者がいた。熊井戸家は日付役八〇石の役高である。政徳は文久二年八月二六日に生まれた。幼名は千代松とあった。明治三年一月から同八年七月までに天童藩校養正館に入り、佐々木綱領に就いて漢学を修業した。その

後、変則中学(同八年七月〜同二〇年一二月)や仙台黒沢翁塾(同一〇年一二月〜同二一年一〇月、漢学塾)に学んだ。そして同一一年一〇月、山形県師範学校に入学した。同一三年一月一八日に卒業し、種源学校訓導を拜命した。しかし同一五年一月、上京、明治法律学校に入学した。なお、この後、彼は一八(一八八五)年一月に卒業し、司法省を受験したが、結局、山形県属となり、山形市に住み、姓名も吉田守信とした。<sup>(33)</sup>

このように忠蔵のごく周辺に目をやると、彼の教員退職一件は全く唐突なこととは思われない。職を失なった士族が従来の意識(支配・指導)と知識(藩学学習)を保持し、方便(あるいは元手)として地域で生きていくためには、教員が最適であった。周りの皆もそうした。また、そうせざるをえない面もあった。だが、それには飽き足りないものがあつたと思われる。

そこで、もう少し忠蔵の身边を拡大して、視てみよう。周知のように天童にほど近い県都山形には自由民権運動の風潮の中、明治一四年一月、山形法律学社が重野謙次郎を中心として設立された。重野家は天童藩の家老

職を勤めた家柄である。彼は東京の講法学社で大井憲太郎のもと、法律学を修めた。そののち、郷里の隣町山形で法律を中心とした民権結社を設立したわけである。彼はそれを基盤にして、自由黨員として県議会に進出した。なお、同社は同年四月二十八日になると社長に高沢佐徳を選出した。そのため、重野は分立して、五月に東英社を設立した。この高沢家も重野家と同様に天童藩の上士であり、同人は明治期には代言人をしていた<sup>(34)</sup>。この法律学社の存在が忠蔵になんらかの影響を与えたことはまちがいない。ではなぜ彼はこの時、山形法律学社で法律を学ばなかったのかという素朴な疑問が浮ぶ。確かに同社は法学を教授することも活動の目的としていた。しかし、このころの忠蔵は師範学校をめざしている頃であった。また同社には法学を教授する教師も存在したが、専門学校ほどの力量を有する本格的な学校ではなかった。

前出の柳沢重固は次のように述べている。「余が郷閩を出づる時には、当地方で評判の高かつた、明治法律学校（現明治大学の前身）に入学する積りであつた<sup>(35)</sup>」。

明治一四年一月一七日に岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操の三名により設立された。この宮城浩蔵は天童藩士の出身である。彼は当時、すでに司法省に出仕する役人であったが、刑法学者としても著名であった。しかも宮城の長兄・武田義昌は明治一一年に前記した山形法律学社系『山形新聞』社長に就任したり、のちには福島裁判所長となるなど、やはり法律に関与した人物である。この宮城、あるいは前出・重野謙次郎らは天童およびその周辺地域にとっては最も先駆的存在であり、同地域への影響力は多大であった。彼らは天童在藩時代より東京等、藩外に在住・在学の経験を有する。重野の場合は維新期、藩命により東京遊学をしているし、また明治九年一〇月にも東京の講法学社に学んでいる。宮城も長ずると藩の命令により庄内藩に赴き、雲州藩士から英式兵法を学んだ。そして明治二年、藩命により東京で兵学を修めるために上京した。そして三年一〇月、吉田大八の親族専左衛門（のちの凶南）を保証人として共立社（箕作塾）に入門した<sup>(36)</sup>。このようにしてみると、重野・宮城らは「第一次上京組」とでもいうべきであろう。この組の場合は

すでによく知られているように、この明治法律学校は

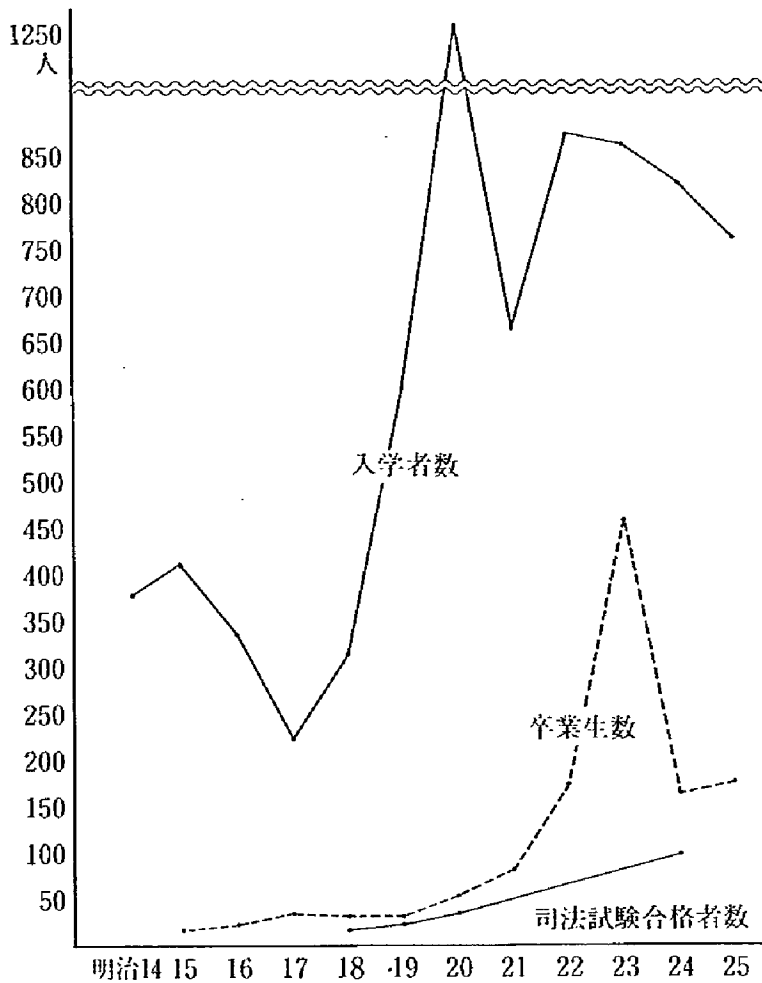
たとえ貧困藩県であらうとなかろうと藩校等で育成され、改革心に燃えた士族が多かった。彼らは藩命・県命で上京した。したがって彼らの多くは藩邸などで暮した。そして藩外の多くを知り、そのまま東京に在住するか、郷里の都市部で活躍した。まさに地域にとってはパオニア的存在であった。

それに対してこの佐々木、あるいは柳沢らは「第二次上京組」である。彼らは明治二〇年代から三〇年代はじめに、第一次上京組の影響を受けて上京した。士族の者もいたが、平民の者もいた。なお、このあとの「第三次上京組」は明治三〇〜四〇年頃、一般庶民を中心として現われる。彼らは産業革命に影響された人々である。

兄を法学関係者に持ち、自らもその第一人者である宮城浩蔵、その宮城が創立した東京の本格的な法律専門学校である明治法律学校、宮城が在藩時代に師であり、上司であった佐々木綱領（忠蔵の父）、綱領と親密な吉田大八に寵愛された宮城、宮城の保証人となった吉田一族、大八を尊敬する忠蔵、と考えてみれば佐々木忠蔵の上京理由がわかる。<sup>(37)</sup>

ところで、彼が入学する明治二〇年前後の明治法律学校を概観してみる。校誌『明法雑誌』第二六号（同一年一月二〇日）によれば、明治一七・一八年頃、明治法律学校生徒は中年以上の士族であるという。この時期、続々と士族が上京する様子がよくわかる。翌一九年一月には同校はそれまでの法律学部に加え、行政学部を独立・増設した。それは同誌第一二号（同年一月一日）によれば官吏をめざす者が日立ってきたためという。この年、九月には予科が設置された。そして、ついに二月一日には有楽町から駿河台に校舎を新築・移転し、派手やかに開校の式典を挙行した。さらに同二〇〜二三年は、記念誌『明治大学史』が自負するよう明治法律学校「隆盛の頂点」であった。同誌によれば、同校は新築したばかりの明治二〇年一月ですら「学生の椅卓に就く能はずして佇立する者」もいるという。同年九月には講法会を設置し、正規学生以外（のちの校外生）にも講義を開放した。翌二一（一八八八）年八月には校長・教頭制をしき、前者に岸本、後者には宮城が就任した。また同年一二月には新たに設けた予備科にて普

第1表 明治法律学校入学者・卒業生および司法試験合格者の人数



(注)・『明治大学百年史』第3巻(通史編1)図表19・20より再作成  
 ・司法試験(判検事弁護士試験)合格者は在學生と卒業生の数。明治25年はデータが不十分

知りうる。というのも単純  
 学生数に対しては府県の人  
 口、学齢者数、小中学校の  
 生徒数、さらには府県の合  
 併事情などをも勘案しなけ  
 ればならないからである。  
 同表の基礎表となった「本  
 校学生及卒業生人員府県  
 別」(『明治法学』臨時増  
 刊、第六〇号)の明治一四  
 年一月〜同三六年七月の  
 「校内生及校内生タリシ

通学を教授し始めた。さらにこの年から翌年にかけて、  
 第二・三・四・五と講堂を建設していった。講堂とは講  
 義をする教場のことである。以上のことは第一表により  
 入学者数を一覧すればよくわかる。創設期にありがちな  
 不安定性も見うけられるが、全体としてその数は伸びて  
 いる。

このような私立学校(とくに明治法律学校)の台頭に

脅威を感じた政府は私立学校に対し増税を課したり、学  
 校同士の分断を画策するなど、私立学校撲滅策に乗り出  
 した。<sup>(38)</sup>

ところで、第二表は明治一四〜三六年における明治法  
 律学校の府県別卒業率・修業率を一覧化したものであ  
 る。こうしたデータ処理の方が単に府県別学生数を多い  
 順に並べていくよりは就学状況をリアル、かつ的確に

第2表 明治法律学校府県別卒業率・修業率一覧（明治14～36年）

府 県	校内生 卒業率	校外生 修業率	平 均	府 県	校内生 卒業率	校外生 修業率	平 均
東 京	11.9	33.3	22.6	山 形	18.6	66.1	42.4
京 都	19.1	37.6	28.4	秋 田	11.4	42.7	27.1
大 阪	19.9	30.0	25.0	福 井	21.2	34.6	27.9
神奈川	12.6	41.1	26.9	石 川	18.3	42.4	30.4
兵 庫	20.1	38.6	29.4	富 山	11.6	41.0	26.3
長 崎	18.1	41.0	22.1	鳥 取	8.9	39.3	24.1
新 潟	13.9	40.1	27.0	島 根	24.0	46.9	35.5
埼 玉	12.3	41.9	27.1	岡 山	15.1	44.7	29.9
群 馬	20.6	46.2	33.4	広 島	15.6	40.5	28.1
千 葉	12.6	39.8	26.2	山 口	19.0	40.6	29.8
茨 城	11.6	35.9	23.8	和歌山	10.9	50.3	30.6
栃 木	15.9	37.0	26.5	徳 島	13.7	39.2	26.5
奈 良	9.5	39.0	24.3	香 川	10.8	39.4	25.1
三 重	21.0	32.7	26.9	愛 媛	13.4	39.4	26.4
愛 知	16.5	55.5	36.0	高 知	20.4	44.9	32.7
静 岡	13.7	44.7	29.2	福 岡	13.8	36.3	25.1
山 梨	12.4	41.7	27.1	大 分	18.2	50.4	34.3
滋 賀	21.6	31.0	26.3	佐 賀	14.7	32.8	23.8
岐 阜	16.6	36.6	26.6	熊 本	26.2	39.8	33.0
長 野	8.8	35.7	22.3	宮 崎	14.9	68.7	41.8
宮 城	14.8	31.6	23.2	鹿 児 島	17.6	76.1	46.9
福 島	14.6	33.3	24.0	北 海 道	14.3	43.4	28.9
岩 手	10.9	40.3	25.6	沖 縄	0.0	54.9	27.5
青 森	14.8	61.4	38.1	平 均	15.2	42.6	28.9

（注）「本学学生及卒業者人員府県別」（『明治法学』臨時増刊第60号）より作成

者」欄を見ると第一位東京府を筆頭に長野、新潟、福岡、岡山と続く。だが、今日の都道府県の名数と一致するようになる明治二十一年の小学校学齢者数を、同年の『文部省第三十六年報』をもととした第三表で追ってみる。最も小学校学齢者が多いのは兵庫で、以下、広島、愛知、長野、岡山の順である。東京も第八位、福岡も第一四位と上位にある。学齢者の多い県、つまり就学対象者の多いところに明治法律学校入学者が多いのはあたりまえである。では第二表にもどり、この明治二十一年に学齢者が全国平均（四七府県中、第二四位愛媛……六六

第3表 府県別学齢者数（明治21年，小学校）

順位	府 県	人 数	順位	府 県	人 数
1	兵 庫	118043	25	滋 賀	63846
2	広 島	117097	26	茨 城	62811
3	愛 知	116789	27	鳥 取	59940
4	長 野	108221	28	山 形	59315
5	岡 山	107099	29	大 分	58741
6	富 山	104711	30	栃 木	57164
7	新 潟	103677	31	鹿児島	56431
8	東 京	102967	32	香 川	51038
9	大 阪	101808	33	岩 手	49463
10	石 川	101118	34	福 井	47752
11	静 岡	98824	35	奈 良	47581
12	岐 阜	93855	36	高 知	46125
13	三 重	93817	37	長 崎	46395
14	千 葉	92145	38	秋 田	45360
15	福 岡	85037	39	和歌山	44243
16	福 島	84598	40	佐 賀	42017
17	宮 城	81823	41	徳 島	41975
18	山 口	80983	42	山 梨	39665
19	神奈川	79726	43	青 森	35879
20	京 都	77422	44	宮 崎	29692
21	埼 玉	75949	45	鳥 取	23997
22	群 馬	75035	46	北海道	23913
23	熊 本	71762	47	沖 縄	5523
24	愛 媛	66115			

（注）『文部省第十六年報』（明治21年）より作成

・一一五人）より下位の山形県（第二八位）について、校外生修業率をみる。実に六六・一パーセントと全国第三位である。とりわけ学齢者第四三位の青森県は校外生修業率六一・四パーセントで顕著であるが山形県も高い。校内生の卒業率も同県は第一二位である。さらに校内生と校外生の卒業（修業）率の平均では同県は四二・四パーセント、第二位である。『宮城県教育雑誌』第五四号（明治三二年六月一二日）は『教育公論』を引用しつ

つ、「東北人の特色」として山形県人の長所を「沈重」・「学才」としている。完璧に言い当てるといえるかどうかはわからないが、前掲の数字を見る限り、全く的はずれの評価とはいえないがたい。だが、全く山形県のみが突出しているとも思えない。結局、これらの数字からは地方の人々がいかに学問、とくに中央のそれに飢え、しかも修得する者が多かったかがわかる。佐々木忠蔵もこうした好學心旺盛な青年の一人であった。

ところで同じ頃の教育雑誌『教育報知』第五五七号

(明治三〇年八月七日)は論説欄で「東北の子弟に告ぐ」という記事を載せている。すなわち「東北は政治上に失敗」したため九州の「武」に政治に対し、挫折した感覚で「文」に文学にかくれ、甘んじている。もっと「汝の長を撰べ」と叱咤したものである。よく東北人士の心情を指摘している。こうした状況の中で何とか東北を政治面のみならず、全体として振起させようとした人々もいた。『帝国議會議員候補者列伝』(高橋忠治郎編、明治二三年)の「宮城浩藏君伝」が記すところによれば、宮城は「常ニ奥羽士人剛健質朴ニシテ事ニ耐フルノ能アルニモ拘ラズ毎ニ世人ノ嗤笑スル所トナルヲ痛感シ」、これを挽回する策を教育に求めたという。筆者が「初期明治法律学校と地域および学生」(前出)で取り上げた宮城県出身の佐藤琢治はジャーナリストを業としつつ、政治活動により東北振興策を唱導した。彼らの立場や方法論は異なりながらも、各々、いわゆる「東北主義」を広め、高めるために上京し、修学した。そして佐藤琢治において証明したように、「東北主義」を質的に向上・発

展させて帰郷した。

当然、佐々木忠藏もそうした「東北主義」の精神を内に秘めて上京してきたことはまちがいない。このことは次章で扱う村山会のところでもふれる。そしてここでは別の角度から忠藏上京の精神的な理由・内実をさぐってみたい。

ところで彼は天童の教員時代、自由民権運動には直接、関与していない。それは彼が県師範学校に入学した明治一三年の四月五日、政府より「集会条例」が出され、教員や生徒が政治結社や集会に参加したり、加入することが禁止されたからである。また、その翌年の八月一八日には「小学校教員心得」により教員は教授法はもとより品行まで統制されたのである。さらに、この年二月二八日にはそれまでの教育令に代り管理・統制色の濃い法令が発せられた。こうした制度面の教育の仕上げはかの明治一九年三月二日の帝国大学令にはじまる学校令の公布である。そして次の段階、つまり教育における思想・精神面の統制は教育勅語の渙発に向けて強くおし進められていた。そうしたことは宮城浩藏が明治一八年

に『日本刑法講義』に表明した「公候ノ尊、将相ノ貴トイヘドモ、道ニ小学教員ニ会ハバ、宜シク必ず脱帽ノ礼ヲ行フベシ。ケダシ、我国、国運将来ノ消長ヲ致ス者ハ、我小学ノ児童ニシテ、此ノ児童ノ精神靈魂ヲ支配シ、其ノ将来取ル所ノ主義ト、其ノ才幹智能ノ基本トヲ培養スル者ハ、実ニ小学教員其ノ人ナレバナリ」という教育観とは異なる方向であった。忠蔵らはそうした、国家主義に基づく教育ではなく「権利・自由」を趣旨とする学校、薩長一色に染まっていない教育者たちに自然に気持ち接近していったのではなからうか。

佐々木忠蔵を中心として幕末明治期の教育事情を追ってきた結果、次のようなことがわかった。第一部（前半部）に相当する第一・二章については各々、最終部分でまとめたので、ここでは大まかに記す程度とする。

(1) 必ずしも大藩・富裕な藩だからというだけで、教育が発達したり、人材が育成されるとは限らない。内面からの教育改革が藩校などを中心にとどの程度なされているか、による。

(2) また藩学は明治初期にも地域の学校・教育に大きな

影響を与える。

(3) この動乱期、「立身出世」の時代においても人生の選択には親族あるいは近隣の者といった「身の周り」の存在はかなりの目安となっている。

(4) 地域における士族にとって教員職は自己を表現できる職業であった。もっともそうした士族による教員の世界でもすぐに変化が起った（師範出身者中心へ）。本稿における第二部に相当する本章では以下のようなことがわかった。

(1) 幕末維新期に地域における若き士族は藩命・県命により上京する。藩外を知った彼らはそのままその地にとどまったり、郷里の町場に住んで活躍した（第一次上京組）。

(2) それに触発された地域の人士も上京する（第二次上京組）。それを迎える条件（学校など）も中央では整ってきた。なお、第一、二次と第三次（産業革命が契機）の上京組とは質的にかなり異なる。

(3) こうして続々上京する背景には思想・精神的な事情もかなりある（東北主義など）。とくに第一、二次上京



組はそうである。

#### 四、明治法律学校の学生生活

上京した佐々木忠蔵は宮城浩蔵宅に身を寄せた。前述したように宮城は忠蔵の父・綱領の教え子であり、部下であった。また彼は綱領と親しく、かつ忠蔵が尊敬していたところの吉田大八の旗下にかつてあった。このころの宮城はまだ司法官僚の「卵」的存在であったが、上級の役人が住む麴町区上二番町三九番地に居住していた。そして「郷里ノ書生ヲ管轄教養スルヲ以テ自ラ任ト」<sup>(39)</sup>としていた。そのため彼は郷里の多くの者を寄宿させる。事例をあげる。明治二〇年一〇月に明治法律学校を卒業し、約半年、母校の「部長」として学生の面倒をみたあと山形に帰り銀行員や県属となった武田源蔵は浩蔵の実兄・義昌（前出）の子であるから、下宿するのは当然であるかもしれない。東村山郡高橋村（現天童市）の出身で同二二年六月に同校を卒業し、一時、京橋区鎗屋町の宮城代言事務所に勤務したのち、山形市で代言人となった佐

藤治三郎も宮城家で学生時代を過した。<sup>(40)</sup>

当然のように、忠蔵が明治二〇年一〇月一日付で明治法律学校に入学した時の保証人は宮城浩蔵であった。そのことは明治法律学校『認可生原簿』（前出、明治二三年八月）にある各生徒ごとの保証人欄からわかる。さらに追ってみると、宮城浩蔵（山形県の佐々木忠蔵と芹沢友吉に）の他に斎藤孝治（佐賀県の飯盛鶴一郎に）、光妙寺三郎（山口県の二宮忠作・村上恒輔・野村市太郎・合田竹二郎・貞森新太郎に）、矢代操（宮城県の高橋有好、福井県の松本修三に）、町井鏡之介（三重県の小沢己己太郎に）、井本常治（熊本県の河野易男に）などと、明治法律学校の教職員などの名が保証人として記されている。しかも保証人と生徒は主として同郷のよしみと思われる。つまり宮城以外にも郷里との関係を重視する明治法律学校教職員らがいたことがわかる。

さて、入学後の佐々木忠蔵に話題をもどし、彼の学生生活について、学内のことと学外のことに分けて、それぞれ出来事を二件ずつ紹介したい。まず前者については勉学のことと校誌編集のことを取り上げる。後者につい

ては村山会・責善会のことと衆議院議員選挙のことを扱  
う。

忠蔵が入学した頃、明治法律学校は入学希望者が増加し、校舎の移転・増築をするほどであったことはすでに述べた。そのわけは法律学一科を教授する専門学校としての明治法律学校自らがのこした法曹試験の実績にある。また自由民権運動の風潮、さらには地方制度の準備といった動きはいわば「追い風」的存在となった。また特別監督条規や特別認可学校規則の公布により明治法律学校にも官吏登用への途が開かれようとしたこともあげられる。そのためにじよじよに政治・行政学の修得を目的として入学する者も増加してきた<sup>(41)</sup>。一方、学校当局も明治一九年一月に行政学部を増設することはすでに述べた。

しかし、その入学生数に比べて卒業生数はかなり少なかった。そのことは第二表の入学者数と卒業生数のグラフの較差をみればよくわかる。こうした厳しい学習評価は司法試験・官吏登用試験合格が学校の第一の目標ゆえである。前出『駿台』の「懐古座談会」において、同じ

明治二〇年ながら忠蔵より早く一月に入学した播磨辰次郎は講義の席取り合戦のようすや校内討論会の盛況ぶりを語っている。ましてやエリート教師の職を擲げうって入学した忠蔵はなおさら向学心に燃えていたと思われる。卒業する明治二五（一八九二）年七月の法学部第三年科定期試験の結果からもそのことがわかる。なお、彼は行政学部ではなく法学部に在籍した。しかし、司法試験をめざしたのか、どうかはわからない。いずれにしても首尾よく同月二五日、卒業証書を受け取っている。

ところで忠蔵は自己の勉学だけではなく、学校のために（それはひいては自分の法律学習にもなったが）も尽力した。その最たるものは校誌編集への関わりである。すなわち彼は明治二四（一八九一）年四月二八日発兌の学術雑誌『法政誌叢』から編集を担当するようになった。そもそも同誌は明治法律学校と校友、あるいは校友同士の情報交換等を目的として同二八（一八八五）年二月七日『明法雑誌』と題して、明法堂より発行した校誌である。同誌および同社は雑誌発行のたびに拡充の一途をたどった。第五〇号（明治二〇年一月二〇日）を繙

いてみる。それによれば社内に「校友倶楽部」が結成され、上京する校友の拠り所、あるいは在京校友の会合（毎月一七日）の場になったという。また、それまでの仮綴でページ数の少ないもの変わる、本格的な雑誌であった。しかし、その後、マスコミ・ブームとも相俟ってさまざまな法律雑誌が刊行された。たしかに『明法志林』第一一二号（同一九年三月二五日）も「諸法律雑誌の発兌」と題し、その簇生ぶりを報じている。『明法雑誌』第七四号（同二二年三月二日）は法律雑誌を「一所に積みなば充棟も尙ならざるの有様」と驚嘆している。また同じ頃、校友の中には、例えば塩入太輔のように判事試補を辞し、法律雑誌（『憲法新誌』）の発行に関わる者も出てきた。こうした法律誌百花繚乱・競争激化のなか、『明法雑誌』は第一八号（同一九年八月一〇日）と次号（同年九月五日）に「本誌改良広告」を掲載し、法律学だけではなく政治学・経済学も分野に入れることを知らしめた。つまり法学研究誌から幅を広げようとしたのである。そのため、そのスタイルも小冊子から大冊子へと、かつ刊行も月一回から二回とし、さらに校友だ

けではなく世間一般に頒布することとした。またスタッフに印刷人としてさきの塩入を加えた。そして第九九号（同二三年一月一〇日）からは誌名を『法政誌叢』と改題した。同誌論説「本誌改題ノ趣旨」はその理由として、法律学、そして政治学の原理研究と応用につとめていくことを記している。そのことは憲法発布に伴い開設される帝国議会における政争・紛争の中で断固とした姿勢をとっていくためである。いわば法典論争、そのことからする政治的対決に備えるためである。明治法律学校の意思決定機関である校友会でも、この頃、頻繁に『明法雑誌』・『法政誌叢』について討議している。その『決議録』第一号(42)により、このことに関する決議項目を抽出してみる。補助金支給のこと（明治二二年一月一九日）、雑誌委員設置（同年四月二〇日）、雑誌改良案（同年五月二五日）、明法雑誌共有者規約制定（同年七月二七日）、主任員委嘱（同年二月一八日）、補助金支給のこと（二三年一月八日）、維持方法と改良について（同年一〇月二二日）、発行所からの雑誌引受（同年二月二三日）、まさに同誌、ひいては明治法律学校の画期に佐々木忠藏

は校誌編集のスタッフとして委任されたといえる。『法政誌叢』第一二六号（明治二四年四月二八日）の奥付には編集者として斎藤孝治とともに忠蔵の名がある。しかし斎藤は明治法律学校の経営実務および代言業務に多忙であり、同誌の实质上の編集はほとんど彼によっていた。そのため、奥付に記載された彼らの住所は斎藤が自宅であるのに対し、忠蔵は発行所の明法堂と同じ神田区裏神保町七番地である。恐らく彼は同社に詰めたり、寝泊りすることが少なくなかったのであろう。彼が担当した第一冊目の同号巻頭論文は師宮城浩蔵口述「勸業義済会告発事件ヲ論ス」である。さきの芹沢友吉、塩入太輔も一文を寄せている。忠蔵はよほど感激したのか、同誌を従兄の相川勝蔵（前出）に寄贈し、批評を乞うている。また勝蔵も朱筆で添削をした。<sup>(43)</sup>さらに忠蔵自らも

その後、明治二五年三月二〇日より同誌は法典論争下、巻き返しを図るため、校内外のフランス法勢力により組織された明法会の雑誌に改編され、誌名も『明法誌叢』と改められた。この時も忠蔵は同誌の編集を担当した。また問答欄には「第六号問題 保証ニ関スル件」を出題して解説をしている。しかし第一七号になると奥付欄にある編集者としての名前が二番目に下り、住所も社内ではなく麴町区山元町一丁目七番地に移った。さらに第三二号（明治二七年一月二五日）からは同欄の彼の名は消えた。

次に忠蔵の学外における活動のうち、責善会と村山会について一瞥する。責善会についてはすでに天童市の阿部安佐氏が同家所蔵文書によって「明治啓蒙期における天童の『責善会』活動について」（自著『天童織田藩史餘話』所収）と題した部分でその概要を紹介し、まとめておられる。筆者もそのことについて、同氏の御教示により、『明治大学百年史』第三卷（通史編一）等で若干、ふれた。したがってここでは責善会そのものに対する論考は避ける。いずれにしても啓蒙・学術研究・親睦のため

の民間団体である。明治一三年に山形県天童に結成され、一時衰退したが再び同一九年に再興され、やがて二四年にはもう一つの「天童会」と合併し、「天童責善会」となる。同会に関する史料が阿部家にのこるのは庫司と

いう人が会活動に熱心であったからである。同人についても筆者は前出百年史等で紹介してあるので、極力省略するが、佐々木忠蔵と同様、天童に生まれ、天童学校等の補助教員をしていた。しかも忠蔵と同じく、明治二〇年上京し、明治法律学校に入学した。庫司や忠蔵は出郷の身であったため、常時参加の第一類会員ではなく、時折参加の第二類会員、もしくは事業を援助する補助員であった。したがって普段は会活動に関われないが、帰省の折には同会会合で演説などをした。例えば忠蔵は同年九月三日、天童・佐野亭において「出京の三感」と題して、東都遊学の見聞と体験をもとに、次の点を主張している。

(1) 年長気分によって奮発心を失ってはいけない。

(2) 奥羽地方の言語については教育に当る者がとくに改

良せよ。

(3) 奥羽人の猜疑心をなくせ。

ここには「東北主義」の精神がこめられているとともに、また上京し東京の専門学校で学んだ成果の一端をも現わしている。

また同年一月九日の第七例会では庫司も一席ぶっている(演題不明)。またこの年、忠蔵は「西野文太郎肖像」を一枚、会に寄贈した。<sup>(44)</sup> 忠蔵と庫司は親しく、前者による『夢香風雅集』(作成時期不明)では「退院の前月日のいたみくしくも去り我友の厚き祈りのしるしとぞ知る」と庫司を思い詠んでいる。そして彼ら上京組は東京に「支舎」を結成し、郷里の本部に雑誌を郵送するなどしている。

一方、天童会も責善会と類似した性格であり、正規会員として庫司の名が見うけられる。それどころか彼は同会幹事であった。また賛成員には忠蔵、佐藤治三郎、武田源蔵、さらには宮城浩蔵の名もみとめられる。<sup>(45)</sup>

明治一四年四月、司法省法学校板垣不二男(北村山郡西郷出身)ら山形県村山郡出身の在京者は東京呉服橋外柵屋に集合し、宮城浩蔵、大滝富蔵(外国語学校教諭)

を招き、演説会を開催した。その席で会名を村山会とし、親睦・知識交換を定期的に行うこととした。以後、毎月（時には隔月か三ヶ月に一回）、三・四〇名の会員が集合し、東京・神田今川小路玉川等で弁論・演説がなされた。のちに板垣は『村山同郷会々報』第一四号（一九三七年一〇月、村山同郷会）所収の「むかしを語る」において「村山会は天童藩士の宮城浩蔵の激励によつて成立し」と述懐している。またその懐古録にて衆議院議員佐藤啓（西村山郡海味村）は忠蔵を同会肝煎りの三人のうちの一人に数えている。宮城の書生・忠蔵は上京した二〇年暮に入会している。そして板垣が静岡治安裁判所詰となる二一年に会の運営・事務を引き継ぎ、第二代目の幹事となった。ゆえに彼は当時のことに詳しく、その懐古録には保存する資料に基づいて、会合の内容をも載せている。とくに明治三二年二月一日（紀元節）に催された甲会（定例演説会、乙会は運動会等）については詳しい。すなわち当日、会合の途中、屋外で撒かればばかりの新聞号外、森有礼暗殺の記事が読みあげられたとたん、万歳の声が一同よりあがったという。いうま

でもなく森は薩摩出身の官僚であり、この一幕は正しく「東北主義」を如実に示している。なお、同会のその他のメンバーとして、安達峯一郎（後述）、柳沢重固（前出）からも重きをなしていた。むろん、阿部庫司、佐藤治三郎、武田源蔵、芹沢友吉らもいた。

こうして明治法律学校生の佐々木忠蔵は郷里の学習結社に加わり、在京中は雑誌を郵送するなど情報連絡を、帰省時は演説をするなどした。また上京中は宮城のもと、郡人会の世話に当り、知識交換や親睦に努めた。

忠蔵は後の昭和三（一九二八）年四月二二日の『日刊山形』（新聞）に「創刊当時の思出」と題した記事を寄せている。そこでは自分は本紙（当時は『山形日報』）創刊時の編集長であったこと、その職を恩師・宮城浩蔵に与えられたことなどを綴っている。ではなぜ、何のために新聞社の編集長になったのか、ということである。それはきわめて明解である。師の宮城浩蔵が帝国議会の開設に当り、衆議院議員の総選挙に出馬することになった。そのため後援・支持新聞の編集を切り盛りする人が必要になったからである。そして『明法雑誌』（のち『法政

誌叢』の編集に当たっている忠蔵に白羽の矢が立ったわけである。

宮城の出馬を強く要請したのは山辺の垂石太郎吉・多田理助ら地域の有力者であった。<sup>(46)</sup>この多田理助とは明治六(一八七三)年八月一日、東村山郡中村大蔵に生まれた同家第一一代目の理助(幼名恒太郎)のことである。彼の生涯については佐々木忠蔵監修の『多田理助翁』(後藤嘉一著、昭和一二年六月一日)に詳しいので、ここでは以下、本稿に関する最小限のことを綴る。彼は大蔵尋常小学校を卒業したのち、郡内唯一の高等小学校である天童高等小学校に入学した。その時の担任が忠蔵である。しかし忠蔵は退職・上京し、宮城浩蔵宅に下宿、明治法律学校に入学した。その後、明治二一年、理助が東京・杏雲堂病院に入院した際、彼は父に伴なわれて宮城宅を訪問した。そこで劇的にも忠蔵と理助の師弟は再会した。理助は病気が全快したのち、忠蔵の監督指導の下、明治法律学校に入学することとなった。その後、帰郷、周開より「大蔵の旦那」と称され、中村長・県会議員などを歴任する。

これらの地域有力者に支えられた宮城は本来的には自由党に近い考え方と思われる。それは彼が革命を経たフランスに学び、天賦人權論的自然法に基づく理論を展開していったことからわかる。その著『刑法正義』(明治二六年)に「自然の法理を研究するは学なり。立法者が自然法を正しく編纂するは術なり。裁判官の如き之を實際に適用するは実用なり」とあるのは、その好例である。したがって『帝國議會議員候補者列伝』(前出)が所属を大同倶楽部として紹介したのも無理はない。にもかかわらず彼は立憲改進黨の系列で山形県第一区(山形市と東西南村山郡、定員二名)から出馬した。それは天童藩時代からライバルである前出・重野謙次郎が自由党系の山形義会から立候補したからである。しかも宮城は同区の強力な存在である立憲改進黨系羽陽正義会の佐藤里治(同人も立候補、西村山郡海味村、県会議長など歴任)の支援も得られた。この間の宮城・重野の政争については『天童の生い立ち』(天童市教育委員会、一九七九年九月一〇日)や『山形県史』第四卷(山形県、一九八四年三月三十一日)に述べられているので、それに譲る。

ともかく、こうした強力な支援と巧妙な選挙戦術、地元名望家の奔走により明治二三（一八九〇）年七月一日と同二五年二月一五日と二期、衆議院議員選挙に当選した。援助し、連帯した佐藤里治は第一位で当選した。この選挙勝利に当っては、宮城自身の力量によるものも、当然あった。そのひとつは彼のもつ学者（「東洋のオルトラン」・「日本近代刑法学の祖」、教育者（明治法律学校教頭）、行政官（司法省勤務）としての知名度である。もうひとつは彼自身が進んで地域との交流に努めていたことである。例えば郷里天童にはいく度か帰省することもあった。選挙の一年前、つまり明治二二年八月に帰省した折には校友の根本行任・武田源蔵・熊井戸政徳、生徒の佐々木忠蔵・佐久間省三・世井野又太郎らが山形市千歳館に集まり、同窓会を催した。その際、山形に法律学校を設立することが決議された。<sup>(47)</sup>

当選後は政治家の立場で、例えば『山形日報』によれば楯岡の有志懇親会（明治二三年七月二七日、会主寒河江季三、同紙二九日付）、天童の慰勞会（同年同月二八日、同紙三〇日付）と選挙区内を歩いている。一〇月八

日付（明治二二～二六年の間）の宮城より阿部庫治への礼状に「帰県之際ハ遠路之処御来訪被下緩ニ御清話ニ接シ公私之交誼上浩蔵之大幸ニシテ深感佩スル所ニ御座候（略）相共ニ、我県下之福祉増進之策ヲ御講究有之候様致度希望之至リニ候」とあるのはこうした交流・活動の一端を示すものである。また彼は時には政治家というよりもむしろ法律家の立場で行脚することもあったが、そのことも結果としては地域交流・政治活動に役立った。

例えば明治二四年八月一七日、会主高沢佐徳（前出の代言人、重野謙次郎政澄は甥）による学術演説会が山形市丸万座で開催されている。宮城は安達峯一郎らと演説をした。この安達は天童にほど近い山辺出身の国際法学者であり、明治法律学校講師である。その師は高沢佐徳であり、夫人はその娘・鏡子であった。宮城はその足で仙台に赴き、二二日、吾妻座で明治法律学校々友・藤沢幾之進らの主催する学術演説会に加わっている。この山形・仙台行における宮城の肩書きは法治協会（民・商法典断行派）幹事長であった。しかし、これらの活動により地域およびその校友らと親交が深まった。



やや話は忠蔵の師・宮城浩蔵の方にかたよりがちであつたが、いずれにしても忠蔵は宮城の選挙および議員活動に尽力した。

このようにしてみると、忠蔵は(1)学業を首尾よく全うし、(2)学校業務にも協力をし、(3)地域(郷里)との連絡をよくして交流を深め、(4)時には恩師の選挙運動にも尽力した。正しく全力で、あらゆる可能性を求め、学生生活を送った。明治法律学校(ひいては私立専門学校)の「隆盛」時の学生を象徴している。

## 五、その後の進路

ところで宮城浩蔵は明治二三年三月をもって司法省および明治法律学校を退職した。そして代言人になった。そのわけは前記した衆議院議員に立候補するためであった。この一件は忠蔵にとっても大きな出来事であつたが、それ以上の衝撃は宮城の死であつた。衆議院議員のかたわら、同二四年からは東京弁護士会東京新組合会長もしていた宮城は同二六年二月一四日、腸チブスで死去

した。わずか四四歳の若さであつた。<sup>(49)</sup> 既述したように忠蔵はこの時期はすでに明治法律学校を卒業していたが、同校が中心となつた学術雑誌『明法誌叢』の編集を担当していた(翌年一〇月まで)。だが、彼はこれを契機に母校を去り、別に進路を求めるようになった。ひるがえってみれば、忠蔵の拠り所であつた明治法律学校もすでに明治二四年四月二日には創立者の一人・矢代操を失ない、またこの二六年三月には岸本辰雄は官界を下りた。明治法律学校の、さらに日本教育史の、ひいては時代の転換期であつた。のちに創立二〇周年を記念して刊行した『明治大学史』(田能邨梅土著、明治大学出版部発行)はこのころからの同校を「敗戦」の時代と位置付けている。

忠蔵は同年二月二一日に記した「先師宮城浩蔵先生略伝」を『明法誌叢』(第一二号、同年同月二四日)に掲載して、追悼した。そしてさっそく、これまでの編集経験を生かして宮城の講義録等、遺作の整理にかかった。そして同年『刑法正義』(前出)を上梓した。彼はこの書と『法政誌叢』の編集の傍ら、自らの今後のあり方を模索

した。そうして『法政誌叢』の編集の引き継ぎを終えるかのように再び社会に飛び立った。彼の人生はこのあと、官庁勤務の時代、小学校・実科高等女学校勤務の時代、そして郷土史研究の時代と続く。

彼は明治二七（一八九四）年九月二〇日、陸軍省より録事に任命され、第一師団法官部に出仕した。このことからすれば、彼は明治法律学校で学んだことが生かされたことになる。そして翌年八月一三日付で、すでに日本領土になっていた台湾の総督府に勤務を命じられた。職務は陸軍法官付であった。以後、彼はしばらくの間、同府の法官書記・民刑課詰と法律関係の部署に配属された。よってここでも学生時代の修学経験が直接・間接に生かされた。その後、林野・土木等、おもに民政を担当した。

役人時代の彼には特筆すべきことが四点ある。以下、箇条書にしてみる。

(1) すでに述べたように、就職の当初より明治法律学校で修得した知識を職務に生かすことができた。とくに

明治二九（一八九六）年五月一日からの台湾総督府法

院条例制定では力を発揮した。

(2) 職務勉強につき、しばしば表彰をうけている。とくに民政担当以降にそのことが目立つ。例えば明治三九（一九〇六）年には三回受賞した。また大正五（一九一六）年九月二五日には台中市民より金製メダルを贈呈された。

(3) 編集の面でも実力を発揮した。明治四一（一九〇八）年一月二〇日には臨時台湾工事部の部報編集主任を任命された。また同四三（一九一〇）年八月一二日には嘉儀庁々誌編集委員会幹事に就任した。

つきつめていうと、忠蔵は法律関係の職業、それと民政の仕事、さらに編集業務と、明治法律学校学生時代のように全力で事に当り、また修学の経験を十分、職務に生かした。

この役人時代、私的な面でも有意義なことがあった。

そのひとつは明治四二（一九〇九）年九月一六日、『台湾行政法論』を鹿児島地方裁判所判事高橋武一郎と刊行したことである。同書は現地の旧慣や習俗を斟酌し、かつ研究者にも実務家にも役立つように著わしたものであ

り、四編、約四〇〇頁にわたる大冊である。本書は好評であったらしく、大正一四（一九二五）年二月一日には増補再版が発行されている<sup>(50)</sup>。

さらにもうひとつ彼にとって喜ぶべきことは明治四四（一九一）年九月二六日、明治大学より法学士の称号が贈られたことである。<sup>(51)</sup>彼の在学中および卒業後の活動が母校から認められたことになる。おそらく彼にとって公私の活力源となったであろう。

忠蔵は大正元（一九一）年八月二〇日に任命された台中庁総務課長、同三（一九一四）年三月三十一日に叙任された高等官五等を最高に、同四（一九一五）年九月二五日付で退職した。

退職後、郷里・天童に帰った忠蔵は町民より「懇願されて」<sup>(52)</sup>、同八（一九一九）年二月二四日、かつて在職した天童尋常高等小学校長に着任した。<sup>(53)</sup>

現在、天童中部小学校（天童尋常高等小学校の後身）に残る当時の学校『沿革誌』には忠蔵在任中の多くの活動内容が記録されている。そのなかで、とりわけ次の二点が目立つ。

(1) 忠蔵自ら、あるいは招聘した講師によって、さかんに講話会を催した。

(2) 授業方法の研究会を多く開いた。

また天童実科高等女学校の開設に尽力し、大正九（一九二〇）年九月二七日に初代の校長（小学校と兼務）に就任した。しかし、何といたってもこのころの佐々木忠蔵という人物を言い当てているのは『教育民報』（前出）の見出し・「山形県下の校長中の変り種 山形県では元老株」である。この「変り種」とはいわゆる「師範タイプ」ではなく重厚かつ学究型という褒めことばである。おそらく、そののない模範的な教員養成の師範学校卒業のままであったら、このような評価にはならなかったであろう。

校長退任（昭和五年三月三十一日）後、忠蔵は東村山郡や山形県の教育会の会務に当ることもあったが、多くは郷土史等の研究に時間を費した。多くの著述の中で、次の二冊について紹介する。一冊は昭和八（一九三四）年一〇月一五日刊行の『勤王家吉田大八先生』である。彼がつねづね気にかけていたのはいつも心の支えとなった

吉田大八、そしてその顕彰である。また官軍ではなく「討莊軍・討会軍」、賊軍ではなく「莊軍・会軍」と称する教育的配慮である。やはり、彼の心の中から「東北主義」が消え去ることはなかったといえよう。もう一冊は昭和一四（一九三九）年八月三〇日に刊行した『長谷部先生』である。かつて若き時に天童学校で同僚であり、爾来二五年間、教壇に立ち、地道に生涯を送った長谷部広吉に忠蔵は同書で「ペスタロッチの再現」と最大の賛辞を送っている。地域に生きた人々、地道に営んできた人達への観察・評価は忠蔵の生き方をよく示している。なお、故宮城浩蔵に対しては帰省早々、建碑除幕式の発起人となった。そして式当日の大正八年六月二二日、明治大学校友会を代表して演説をするとともに、同二四日付『山形日報』には「故宮城浩蔵先生小伝」を載せるなど、顕彰につとめた。

しかし、『痴遊雜誌』などに投稿して、健在ぶりを表明していた忠蔵もついに昭和一六（一九四一）年二月三日、七八歳で没した。今日、天童市舞鶴公園には、忠蔵生前の昭和一二（一九三七）年一月二八日に建立され

た「佐々木先生酬恩碑」が偉容を誇っている。

## おわりに

私は最近まで大学史とか、高等教育史という研究分野にはあまり興味も関心もなかった。それは地方（村落）、とくにそこにおける教育や生活を「歴史的」に調査・研究したいという意識の方がかなり強かったからである。今でもそういう気持ちは強い。わかりやすくいうと筆者が対象とするような所には大学はなかったということである。ましてや、年々、調査・研究を進めていくと教育とは必ずしも学校教育だけではない、もっともって社会教育・躰教育・伝習などの類に注目すべきだとも考えるようになった（現場教員として時には文部省・教育委員会あるいは組合本部といった「上から」の意を受けて、生徒に指示をしたり、活動をする無力な自分を「矯士」・「狂師」と自己嫌悪に陥ることもあった）。さらには、教育史を文化史のひとつとしてトータルに考えていかなければならないだろう、とおぼろげながら思うようにな

った（不遜にも）。そのように試行錯誤をしていた折、明治大学史の編纂に関わるようになった。こうなると眼中になかった大学史（高等教育史）の分野にいやがおうでも仕事として関わざるをえなくなった。業務上のことは別稿に譲り、以下、大学史研究（ここでいう「大学史研究」とは大学史に関する調査・研究・執筆・編集等々の総称である）の一般的な現状について、感じたままに述べる。若干わかってきたことは、とくに大学史研究の分野は史実や史料に関する認識が浅いことである（このことは教育史研究全体に通じることかもしれない）。その典型は校史の執筆・編集である。調査をあまりせず、例えば記念行事のために付け焼き刃的に行ったものが多い。校史だけではなく、研究書においても事実の検証より一般論（一般史）を先行させ、付けたり的に史料を添えたものなどがかなり目につく。次に大学史研究は叙述の内容が偏見に陥りやすいことである。最も甚々しいものは校史や人物伝である（むろんこれ以外のものも）。とりわけ創立者、あるいはその一族により経営が独占されている場合がそうである。自校や創立者の自画自讃に

終り、他校・教職員・保護者・学生、あるいは学校周辺のこと等が不在になってしまう。さらにこの研究分野はまだまだ他の分野との交流が少ない（時には孤立状態）こともわかった。極論すると方法論（ここでは論法の構成はもちろん、史料の求め方・扱い方等も方法論に含める）を「外」（隣接科学）に向けて求めていく雰囲気は少なく「内」（専攻分野・守備範囲）で何かをしているようだ、と愚案する時もある（むろん、無条件に隣接学問を援用すればよいわけではない）。大学史研究に未熟な筆者であるが、もちろん、さまざまの角度（とくに時代先端な学問、例えば社会史研究）から大学史を見ようという研究者がおり、またそうしたグループがあることも知っている。

以上のこととも関連して、全体的にみれば大学史研究者の場合（これも単に大学史研究者の範囲にとどまらないかもしれない）、大学史料保存に対する認識は深いとはいえない（深い研究者が皆無というのではない）。筆者はこの問題については、近年「大学史編纂と資料の保存」（『記録と史料』第三号、全史料協、一九九二年八

月)に若干の意見を書かせていただいた。

大学史研究について、筆者なりの素朴な感想を羅列してみた。大学史研究は開拓の余地が十分にあるというところもできる。筆者は本稿でそのような大学史を次のような観点と方法で調査・分析しようとした。

(1) 草創期の大学(当時は専門学校)を「歴史的」に扱う。とくに地方史(地域史)研究の成果をとり入れる。そのために、ひとつの地域を対象とする。

(2) ひとりの人物、それも学生を中心に追う。単に「昔、わが校にはこんなすごい人がいた」とか、「この地域から偉い人が出た」ということだけでは終わらないようにする。

(3) 可能な限り、その地域・その人物を徹底して史料調査する。そして極力、事実即して分析をする。

なお、この論文と対になるべき「初期明治法律学校と地域および学生——佐藤琢治を中心に——」では筆者の「自分史」とでもいうべき人生上の経験を多少、念頭において綴った。本稿でも、活字にはしなかったがやはり「自分史」を意識することもあった。地方から上京した

り、いわゆる「現場教員」を退職したり、編集活動をすする佐々木忠蔵の人生は同じような経験をもつ筆者にとつては他人事のように思われなかった。その佐々木忠蔵について、次のようなことを明らかにしようとした。

(1) 地域の中にあつて、どのような少年および青年時代であつたのか。まず幕末維新期を中心とした天童藩の状況、その藩校のようす、続いて佐々木家の先祖や忠蔵をとりまく家族について、素描した。

(2) 次に忠蔵について、明治初年における天童校の助教員ぶり、師範学校在学のこと、再び母校教員として赴任した状況を追った。この場合も忠蔵だけにスポットを当てるのではなく、先代(父)や身の周りの者のようすも視野に入れた。

(3) 次になぜ彼は小学校教員を辞めたのか、そしてなぜ上京したのか、さらになぜ法律の専門学校に入学したのか、ということを扱った。天童における同僚や親族(とくに同世代のもの)の動きを追った。さらに、もう少し範囲を広げて大きな町場(県都山形市)を中心とした新しい時代の動きをさぐった。あるいは地域の

先駆者（とくに宮城浩蔵）の影響力についてもみつめた。さらに意識とか思想の側面（とりわけ「東北主義」の認識ぶり、現場教師への管理化のようす）から解明しようとした。

(4) 彼はどのような学生々活を送ったのか、ということにも興味があった。そこで学内的な面は法律学の学習と校誌（学術雑誌）の編集、学外的な面は学習・啓蒙結社との関わりと衆議院議員選挙応援のを取り上げた。

(5) 最後に卒業後はどのような道を歩んだのか、ということにふれた。ここでは台湾における役人時代、帰郷後の教員時代、退職後の郷土史研究時代に分けた。そのまとめはすでに各章末で行ってきた。したがってここでは本稿と対になる「初期明治法律学校と地域および学生」（前出）で取り上げた佐藤琢治のことをも思いおこしつつ、ごく大まかに総括する。

(1) 幕末維新期の人材輩出は単に大藩・小藩あるいは富裕藩・貧窮藩だけに限られない。とくに藩校における教育内容の改革が重要な意味をもつ。したがって今後

は幕末藩校について、さらに内容上の検討を進めるべきである。なお、以上のことは上士・下士という地位にも限定されないことも付記しておく。

(2) 明治初年の藩学は意外なほど地域の教育に大きな影響を与えた。だが、明治期藩校の役割については從來、軽視されてきた。見直しをする必要がある。

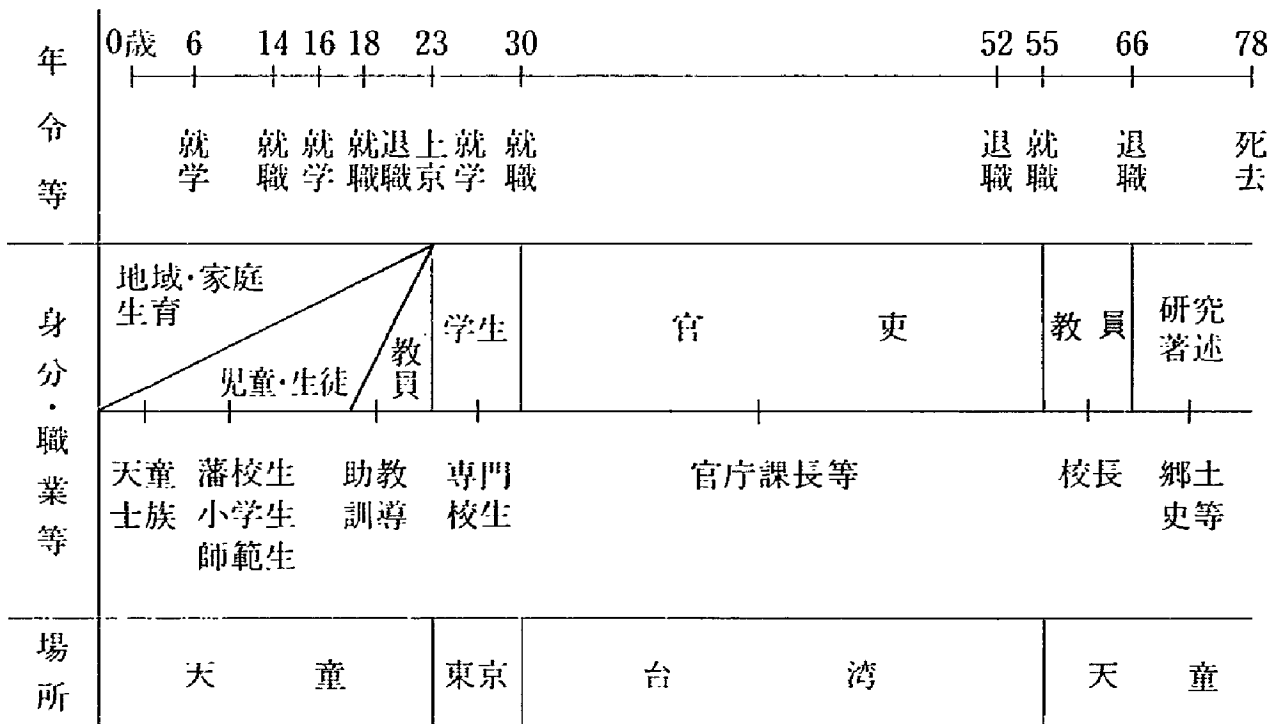
(3) たとえ勉強好きであり、稀には才覚を有しているとはいえ、それだけではとても人物を語れない。人材の輩出・育成には先祖・家族、さらには同僚・親族（いとこ等の同世代）といった身近な者の影響力はかなり大きい。

(4) その人物（人間）は前記したような身近な事情に加え、さらに地域（地方）的な要請によって成長する。また、こうした過程で意識・思想の面も「増幅」する。それにより、一層、本人にとって夢が膨らむ。

(5) 明治期の上京の動きは三期に区分できる。とりわけ第一次（一〇年前後）が、第二次（二〇年前後）に与えた影響は大きい。

(6) 草創期の学生は単に学業だけではなく、さまざまな

第2図 佐々木忠蔵の経歴図



活動の方法や分野があり、またそれに挑んだ。それが、この時期、急速に高等教育（とくに私立学校）の「隆盛」を招く、大きな要因であった。つまり創立期の高等教育機関はかなり学生によって支えられていた。

(7) 卒業後、修学成果を直接に生かすこともあれば、間接にということもある。しかし総体的には、この時期、学生時代に培ったもの、あるいは母校（高等教育機関）より受けた学風・校風等はその後の進路に影響を与えた。

なお、第二図に佐々木忠蔵の経歴を参考までにまとめた。

すでに述べたように、本稿では直接活字になろうと、なからうと佐藤琢治（前出）のことをも含めたつもりである。佐藤は忠蔵の生まれた山形とは隣県同士の宮城に生れた。仙台で中等教育をうけたのち、上京、明治法律学校に入学した。そして在学中は政治運動に関わったり、編集活動をした。そのために獄舎につながることもあった。仙台に帰郷後は新聞記者として健筆を奮った。



り、議員（県会・衆議院）として活躍をした。琢治は忠蔵より一歳上であるが、明治法律学校入学は四年早い。当時、修業年限は三ヶ年であるので在学中、面識はなかった可能性の方が強い。しかし、一見、対照的な二人ではある。琢治は大藩の支藩的な下士の家に生れた。明治法律学校生とはいえ、おもに学外の者と交流し、卒業証書を得ないまま、修学内容とは直接関係のない道を進んだ。その後、著名になった頃に推薦校友として母校より認められた。そしてわずか四〇歳で病死した。一方、忠蔵は小藩の上士の家に生れた。明治法律学校に依拠して学生々活を送り、首尾よく卒業したのちは修学内容を生かして就職した。さらに卒業後、母校より学位を授与された。そして七八歳で老死した。

このように二人の表面的な目に見える事柄は相反している。しかし、彼らのもつ「東北主義」（東北振起論）、地域や生活といった身の周りのものに育まれ、成長し、やがて上京してくるありさま、政治行政への関心、あるいは母校からの影響といった目に見えにくいことは共通する点が多い。

最後に地方（地域）との交流・関係、学生との共生、学生らが卒業後も持ちこたえられるアイデンティティの醸成はこれからの大学のあり方にひとつのヒントを与えているように思われる。

本稿の作成にあたっては佐々木忠蔵の御子孫・基子氏や仲夫氏、阿部庫治の御子孫・安佐氏、元天童市史編さん室の安喰洋一氏や斎藤隆一氏ら、天童市在住の方々、山辺町教育委員会の渡辺直好氏ら、あるいはそのほかにもたくさん関係者の御教示と御協力をいただいた。お名前をあげきれないこと、お礼を最後に記したことなど、お詫びいたしつつ、感謝の意を表わさせていただきます。

#### 注

本稿において本文や注釈欄でことわりのない引用史料は主として山形県天童市佐々木基子家所蔵のものである。

(1) 同論文ではその他に次の二点も分析の方法として提示した。①地域（地方）の事情を重視する。つまり佐藤琢治がどのような地域に生まれ、育ち、そして学んだのか、ということとを明らかにする。つまり彼が上京するまでの経緯につい

て、その環境や周囲に目を凝す。②筆者の原体験を反映させる。つまり私が被教育者・教育者として現実にその場で思考したり、行動したことを、今日の教育の原型となる時期の教育分析に生かす。

(2) 『天童市史編集資料』第一四号、天童市史編さん委員会、一九七九年三月

(3) 『天童市史編集資料』第二七号、天童市史編さん委員会、一九八二年一月

(4) (3) に同じ

(5) (3) に同じ

(6) (3) に同じ

(7) (3) に同じ

(8) (3) に同じ

(9) 以下、佐々木忠蔵の経歴については主に『履歴書』、『夢香乃半面』所収の年譜による。

(10) 『勤王の志士 吉田大八』、山形県連合青年団、一九三三年八月

(11) (10) に同じ

(12) 『天童の生い立ち』、天童町史編集委員会、一九五二年一月

(13) 『日本史辞典』第二版、「安積良斎」、高柳光寿ほか、角川書店、一九八一年九月

(14) (10) に同じ

(15) (10) に同じ

(16) 『勤王家吉田大八』、佐々木忠蔵、一九三三年一〇月。吉田大八は江戸にいる親しい綱領に、貴兄が帰国するまでは都督にふみとどまる、という旨の書翰を送っている。

(17) 近世、とくに後期の藩校は大藩にして大規模な施設、大藩にして小規模なそれ、小藩にして小規模なそれ、あるいは小藩にして比較的大規模なそれとさまざま形態があった。しかし、必ずしも大藩から人材が輩出されるわけではない。俊秀な人物が育成されるか、どうかはその藩学の教育内容にもよる。教育の内実にまで踏み込んで分析しなければならぬ。このようにしてみると、筆者はかつて調査・分析した寺子屋のことを思い起す。それは必ずしも大藩の領内に多く存在するとはいえないし、活気を帯びているともいえないと結論付けたことである（木村礎編著『大原幽学とその周辺』）。

(18) 『天童古事録』（佐々木忠蔵）所収の「天童藩学養正館ノ沿革概要」

(19) 明治七年時における生徒数は七七名（男子五〇名、女子二七名）である（『天童の明治期の学校』、天童市立旧東村山郡役所資料館、一九九一年三月、など）

(20) 『明治十一年分 全十二年分 天童学校日誌』（天童中部小学校所蔵）によれば、佐々木綱領は明治十二年三月七日は授業生、同月一日は四等准訓導になっている。そして『明治十三年分 全十四年分 天童学校 日誌』（同）によれば一四年五月五日に訓導になっている。そして綱領が校長となったのは明治一五年一月二六日である。

(21) 『明治十五年分〜十八年分 日誌』(天童中部小学校所蔵)によれば一六年一月一日には教員名として「校長佐々木綱領」とあるが、一七年一月八日現在ではない。また『天童の生い立ち』(前出)には明治一五〜一七年度まで天童学校長とされている。しかし、『先考北溟先生遺稿』には、明治一八年二月に病氣のために辞職した、とあるので、これをとった。

(22) 『天童古事録』(佐々木忠蔵)所収の『翠園詩集序』、『資料で見ると近代産業の発展——天童・旧東村山地域の生活と教育を中心に——』大木彬、共同出版、一九九四年三月

(23) 『資料で見ると近代産業の発展』(前出)

(24) 『明治天皇行幸五十周年記念講演会に於る講演筆記』、佐々木忠蔵、一九三一年九月

(25) 『履歴書』(前出)

(26) 『教育民報』収載の「その風格 その二」

(27) (25) に同じ

(28) (25) に同じ

(29) 『文部省第八年報』、文部省、明治一三年

(30) 以上の柳沢重固については本文引用史料のほか、『天童の明治期の学校』(前出)や『法曹会雑誌』第一二巻第一号所収の「温故知新(一)」、柳沢重固、一九三四年一月一日や『法曹記事』第二四巻第一号所収の「懐旧録」、一九一四年一月三十一日や『明治法曹教育の研究』、手塚豊、一九八八年三月も参照した。

(31) 『天童市史編集資料』第四四号、天童市史編さん委員会、一九八八年二月や『日本弁護士史』、奥平昌洪、一九七一年二月(原本一九一四年一月)や『法曹記事』第二三巻第一号所収の「懐旧録」法曹会、一九一三年一月三〇日

(32) この理左衛門は明治二年七月八日の藩制改革では「判任三等官 小参事事務弁事」となった。

(33) 『校友規則並表』、明治法律学校、明治一八年一二月・同二八年一二月、明治大学蔵や熊井戸政徳の『履歴書』同一年五月四日・『試験願書』同一年五月、旧天童市史編さん室蔵

(34) 『山形県史』第四巻、近現代編上、山形県、一九八四年三月

(35) 『法曹会雑誌』第一二巻第一号所収の「温故知新(一)」(前出)

(36) 「一札之事」、明治三年一〇月、国会図書館蔵

(37) 忠蔵の父・綱領も天童藩江戸藩邸勤務の経験がある。また宮城も父・武田玄々が大坂適塾入門の経験をもつ。

(38) 『朝野新聞』明治一九年一二月一二日付「私立学校の課税」、「国会」同二四年八月一日付「私立学校撲滅策」

(39) 『帝國議會議員候補者列伝』(前出)

(40) 治三郎はのちに山形県弁護士会長や同県議會議員を歴任する。現在、同人および宮城浩蔵の史料は天童市長岡の子孫・佐藤喜三郎氏が所蔵する。

(41) 『駿台』創刊号所収の「回顧座談会」、豊島稲城、一九三

九年一月二〇日

気になれず」と記している。

(42) 明治大学蔵

(43) 佐々木基子家蔵の『法政誌叢』添付文書

(44) 以上は『責善舎報告書』、明治二十二年一月〜二月、阿部安佐家蔵

(45) 『会費受納 会員出席 経費支払簿』、明治二十三年一月、阿部安佐家蔵

(46) 『有活会雑誌』(『夢香乃半面』収録、号数不明、一九二八年五月) 所収の「宮城先生と垂石君」。また垂石について、『郷土史読本』(山辺町)も参考になる。

(47) 『明法雑誌』第九〇号、明治二十二年九月二五日

(48) 阿部安佐家蔵

(49) 『刑法正義』(前出)の「先師宮城浩蔵先生小伝」

(50) 『夢香乃半面』所収の『増訂台湾行政法論』に関する広告  
ピラ・案内状など

(51) 『学位授与証書』

(52) 『教育民報』第二卷第九号、一九二九年七月五日付

(53) 前任校長・常葉作太郎が大正七年一月二五日に死去したためである。

(54) 同誌の第一卷第四号「佐々木忠蔵より」、一九三五年八月一五日や第二卷第一号「佐々木夢香氏より」、一九三六年二月一八日。両方とも三沢熊への書翰の形式をとった記事である。前者では「老生は本年は、一度、是非上京致度希望に候」と、後者では「老生も本年は七十三齡なれど未だ隱栖の